

2026年10月義務化**カスタマーハラスメント対策****セミナー開催**東京弁護士会 所属
アルファパートナーズ法律事務所
弁護士 周 将煥 氏

「利用者からのハラスメント」 に関する法的基礎知識と その対応

2026年10月1日、カスハラ対策が事業主に義務化されました。正当な苦情とカスハラは、どこで線を引くのか。本セミナーでは、弁護士が裁判例を踏まえ、契約書の整備、録音・記録、警告、契約解除まで、職員と利用者双方を守るための実践的な判断軸と対応を解説します。

- 開催日時**
- ▶ 2026 **10/9** **金** 12:00-13:30
 - ▶ 2026 **10/13** **火** 18:00-19:30
 - ▶ 2026 **10/14** **水** 15:00-16:30

※全日程とも同じセミナー内容となります。

参加費 無料**参加特典**

.....
セミナー参加後、アンケートにご回答
いただくと「受講証明書」と「受講デ
キスト」をプレゼントいたします！

**申込方法****WEBからの
お申し込み
はこちら！**